

## パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・ 団体の別	該当 条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
1	個人	1 条	<p>「事業者及び民間支援団体の責務等」⇒「及び事業者の責務並びに民間支援団体の役割等」</p> <p>8 条の見出しは「民間支援団体の役割等」となっている。</p>	<p>原案どおり。</p> <p>【理由】 8 条の規定は民間団体だけが対象のため「役割」としてありますが、1 条の規定は「県、市町村、県民、事業者、民間団体」が主語であり、「責務」とすべき主体と「役割」とすべき主体が混在していることから「責務等」としたものです。</p>
		2 条 2 号	<p>「犯罪等により害を被った者」⇒「犯罪等により被害を受けた者」</p> <p>2 条 4 号「被害を受けた後に」、1 7 条、2 3 条「被害を受けることを」、3 条 2 項「犯罪等により受けた被害」、3 条 3 項、6 条 2 項、1 5 条「犯罪被害者等が受けた被害」と用いており、統一すべきである。</p>	<p>原案どおり。</p> <p>【理由】 基本法と同じ表現にしたものですが、「犯罪被害者」の定義として「被害」を「受ける」という表現を使用することがトートロジー（同義反復）の印象が強くなることから避けたものです。</p>
		2 条 4 号	<p>「誹謗中傷」⇒「誹謗(ひぼう)中傷」</p> <p>公職選挙法 1 4 2 条の 7 参照</p>	<p>ご意見を踏まえ修正します。</p> <p>【理由】 常用漢字表にない漢字を法令文で（他に適切な言い換えの言葉がない等により）使用せざるを得ないときは、振り仮名をつけることとされているため。</p>
		3 条 1 項から 4 項まで	<p>全て「旨として推進させなければならない。」となっている。例えば、「犯罪被害者等の支援は、次の事項を旨として推進されなければならない。」のように簡略化すべきではないか。</p> <p>読みやすい条例にすべきである。</p>	<p>原案どおり。</p> <p>【理由】 修正案では理念が各号列記の形になりますが、考慮事項などとは違い、理念は、それぞれに重い意味を持ちます。表現の統一性だけで各号列記としてまとめるのではなく、その重みにふさわしく、項を別けて規定しました。</p>

## パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
1	個人	5条 6条 19条1項 21条 22条1項	<p>「犯罪被害者等に対する支援」⇒「犯罪被害者等の支援」 (22条1項には「犯罪被害者等に対する支援」と「犯罪被害者等の支援」が混在)</p> <p>これらの規定のみ「に対する」と用いているが、他の規定で用いている「の」との使い分けが分からない。統一すべきである。</p>	<p>原案どおり。</p> <p><b>【理由】</b> 犯罪被害者等「に対する」支援とするか、犯罪被害者等「の」支援とするかは、より正確な表現(「の」は「に対する」の意味です。)とするか、簡潔な表現とするかの違いです。それぞれの規定の前後関係の中で選択したものであり、必ずしも統一する必要はないと考えます(意味の違いは生じません。)。例えば、22条1項で後者の方を「に対する」に代えるとくどい表現になり、前者を「の」に代えると「の」が4つ続くことになり、別の意味でくどくなるとともに、正確性が損なわれ、文脈の意味が取りづらくなります。</p>
		10条3項 25条	<p>「連携・協力」⇒「連携協力」</p> <p>法令文では原則として「・」は用いない。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正します。</p> <p><b>【理由】</b> 法令文でも「・」(なかてん)は、2個以上の単語が密接不可分で「、」で結ぶのが適当でない場合などに使用されますが、「連携協力」は1個の単語として定着して使用されていることを確認しました。</p>
		10条3項	<p>「県議会の議決」⇒「議会の議決」</p> <p>「議会」で足りる。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正します。</p> <p><b>【理由】</b> 本県条例では「県議会」と「議会」の両方の使用例がありますが、確かに「議会」で足りるためです。</p>
		14条	<p>見出し「損害賠償の請求についての支援」⇒「損害賠償の請求についての援助」あるいは本文「必要かつ適切な援助」⇒「必要かつ適切な支援」</p> <p>用語を統一すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、見出しの方を「援助」に改めます。</p> <p><b>【理由】</b> 内容は「援助」に関することであり、また、基本法でも「援助」を用いていることから、見出しを修正します。</p>

## パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
1	個人	14条	「損害賠償請求の適切かつ円滑な実現」⇒「損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現」	ご意見を踏まえ修正します。 【理由】 法令において「損害賠償の請求」と「損害賠償請求」は、両方ともに使用例がある中で、より簡潔な表現を採用していましたが、確かにあえて基本法と異なる表現とする理由も乏しいと考えます。
			「犯罪被害者等の状況」⇒「犯罪被害者等の置かれている状況」	原案どおり。 【理由】 ご指摘の他の条項は、いずれも「～が置かれている状況」としており、修正案とは異なっています。また、これらの「が」を「の」に代えることは文法的な意味を曖昧にします。さらに、そもそも、「犯罪被害者等が置かれている状況」とは、犯罪被害者等が被害及び二次被害に苦しみ、支援を必要としている状況を意味しています。一方、本条の「犯罪被害者等の状況」は、主に、訴訟の遂行や請求権の管理において必要な資力の有無や専門家の支援を得られる環境か否か、訴訟継続の意思の強さなどを広く意味しています。このように、両者は意味するところが異なります。
		5条、6条、19条1項、21条の「犯罪被害者等の置かれている状況」と合わせるべきである。		
		17条	「県は、～犯罪被害者等に係る個人情報 <sup>の</sup> 適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする」⇒「犯罪被害者等に係る個人情報 <sup>の</sup> 適切な取扱いの確保」を削除 25条と重複しているので整理が必要ではないか。	原案どおり。 【理由】 17条と25条は個人情報の適切な取扱いを求める相手方が異なっています。
		18条	⑫「県営住宅」⇒「県営住宅（〇〇条例（平成〇〇年福岡県条例第〇〇号）第〇条第〇号に規定する県営住宅をいう。）」 犯罪被害者等基本法16条参照。「公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）」	ご意見を踏まえ修正します。 【理由】 「県営住宅」との用語については、確かに定義を置くことが適当です。
22条2項	「犯罪被害者等の支援に関する施策」⇒「犯罪被害者等支援施策」 4条で「犯罪被害者等支援施策」と言い換えている。	ご意見を踏まえ修正します。 【理由】 ご指摘のとおり4条で言い換えており、正しい表現とするものです。		

## パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・ 団体の別	該当 条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
1	個人	24条	<p>「協力を求める等、必要な施策を」⇒「協力を求める等必要な施策を」</p> <p>犯罪被害者等基本法11条～13条、15条～19条、21条～23条は全て「等必要な施策を」となっており、「、」はない。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正します。</p> <p>【理由】 例示をした後に「等、」と続ける類似の使用例は法律にもありますが、「、」の有無で特に意味は変わることはなく、ご指摘のとおり他の箇所と統一すべきと考えます。</p>
		25条	<p>「これらの情報を提供するとき」⇒「当該情報を提供するとき」</p> <p>「個人情報その他適切な管理を要する情報」＝「これらの情報」＝「当該情報」であるから、「これらの情報」は使うべきではない。</p>	<p>原案どおり。</p> <p>【理由】 法令においても、このような箇所です。「これらの情報」とする例は多く、また、25条の本件の箇所が続く箇所です。「提供された情報」を「当該情報」と受けているように、「当該情報」は、対象となる情報が特定されている場合に使用しています（「これらの情報」の対象となる「情報」は、当事者ごとに多様なため、あえて特定せずに規定しています。）。</p>
2	団体	附則	<p>関係者が参加するかたちでの3年後見直しの附則規定を設けてください。具体的には次の条項が考えられます。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (検討)</p> <p>第1条 県は、この条例の施行後3年を目処として、市町村、県民等、民間支援団体及び犯罪被害者等その他の関係者の意見を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>犯罪被害者やその遺族を巡る状況や社会内の世論は日々変動するものであり、条例の内容もアップデートの必要がでてくるのが予想されます。その際、被害当事者及び関係者がかかわることでより正確な状況の把握ができるものと考えます。</p> <p>とりわけ、被害当事者の具体的体験に基づく意見は、当事者でなければ発言しえない切実で重要な内容を含みますので、なんらかの形で関わるができますよう、措置を講じていただければ幸いです。</p>	<p>附則に条例の見直し規定を設けることは、当初から予定していたところです。</p> <p>条例の見直しを行う場合も今回と同様に、関係機関等からの意見聴取又は意見照会、パブリックコメント等を実施します。</p> <p>ただし、改正は、条例の運用状況及び条例に基づく犯罪被害者等支援施策の実施状況等を評価した上で行う必要がありますが、通常は、3年以内の実績では評価が困難です。したがって、見直し規定は「5年以内に」とします。しかし、「以内」ですから、例えば3年以内に真に見直しが必要な事情が発生した場合は、見直されることもあり得ます。ただし、本条例は基本条例の性格を有するものであり、具体的な施策は計画に委ねられていますので、通常の見直し事項は、この計画の見直しで足りると思われま。なお、この計画の見直し変更は第10条第5項で予定されており、特に期間はなく、随時可能です。</p>

## パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
2	団体	附則	<p>上記意見に追加して、以下のとおり意見を申し上げます。</p> <p>関係者が参加するかたちでの1年後、さらに3年毎見直しの附則規定を設けてください。具体的には次の条項が考えられます。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (検討)</p> <p>第1条 県は、この条例の施行後1年後、及び3年毎に、市町村、県民等、民間支援団体及び犯罪被害者等その他の関係者の意見を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>『3年後』の見直しを、と従前意見を申し上げましたが、福岡県飲酒運転撲滅条例でもお分かりのとおり、条例制定後僅か3年でその条例に必要な事が網羅されているかが分かる事はないのです。飲酒運転撲滅条例にしてもまだまだ修正・追加する事項があると思われるにもかかわらず現状では見直しが出来ない状況なのです。</p> <p>今回の支援条例は飲酒運転に特化したものではなく、すべての犯罪に対する被害者等の支援であることから、一度や二度の見直しでは対応できるものではないと考えます。</p> <p>犯罪名は同じであっても被害者の状況等を加味すれば一件一件が違う犯罪となります。</p> <p>本来、見直しや修正等はその都度するべきですが、議会の状況が許さないでしょう。</p> <p>とすれば、せめて一年後の見直しと『三年毎の見直し』とするべきではないでしょうか。</p> <p>条例が出来てしまってからでは修正は非常に困難になりますので、完全に見直しが出来る条項を付けて頂きたいお願い致します。</p> <p>被害者やその遺族の立場に立った条例の成立を願っています。</p>	<p>特に、追加のご意見につきましては、必要があり、県として可能なことであれば見直しは随時行われることとなります。「一度や二度」に限られることも、「出来てしまっただけでは困難」ということありません。なお、飲酒運転撲滅条例についても、「見直しが出来ない」ということはありません。より成果を高めるためにどのような見直しが必要かつ可能かは常に研究対象となっています。</p>